

鯖江市農業委員会第4回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和5年4月27日（木）
午後1時30分開会
午後2時20分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 新館 4階会議室
- 3 議 事
- (1) 議案第21号 農地法第3条の許可申請適格者審査について
 - (2) 議案第22号 農地法第3条の許可申請審議について
 - (3) 議案第23号 農地法第5条の許可申請審議について
 - (4) 議案第24号 農用地利用集積計画の意見審議について
 - (5) 議案第25号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
 - (6) カメムシ対策のための要望書について
- 4 報 告 事 項
- (1) 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (3) 報告第14号 非農地証明の発行について
 - (4) 報告第15号 令和4年度事業活動実績について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 12番 齊藤英人委員 13番 河野治和委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長、
西森書記、藤田書記

午後1時30分 開会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | (欠席委員の報告)

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いいたします。
引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長
※以下議長

議長就任挨拶

議長 ただいまから4月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同 異議なし

議長 では、12番 齊藤英人委員、13番 河野治和委員にお願いします。

議長 次に、各部会から4月部会の報告を願います。まず始めに、農政部会の報告を、農政副部会長から願います。

3番
山田委員 4月の農政部会の報告をいたします。
4月20日、木曜日、部会長ほか6名が出席して、農政部会を開催しました。
協議事項としまして、議案第24号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第25号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、カメムシ対策のための要望書について協議しました。後ほどの議案審議の際にご報告いたします。
以上、部会報告といたします。

議長 次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長から願います。

5番
山本委員 4月の農地調整部会の報告をいたします。
4月21日 金曜日、わたしほか8名の出席で、農地調整部会を開催しました。
当日は、部会に先立ち、午前9時00分から、福島委員と澤田委員の2名により、5条関係の転用案件など約1時間50分にわたり現地調査を実施しました。
また、その後の部会では、3条、5条等の議案につい

5 番
山本委員

て審議を行いました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、議案第21号 農地法第3条の許可申請適格者審査について、および関連議案であります、議案第22号 農地法第3条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（下新庄町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北側・南側・は農道、東側・西側は田と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

（耕作利便要件）

譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50aを上回っていることから申請地を含めて今後の営農を行えるものと判断しております。

事務局

3条申請番号2（平井町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地北側〇〇〇〇〇、〇〇〇の申請地は、東側は田と宅地、西側は田、北側は市道、南側は県道と接しております。申請地南側〇〇〇〇〇の申請地は、東側・南側は市道、西側・北側は田と隣接しております。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

事務局

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

(耕作利便要件)

譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50aを上回っていることから申請地を含めて今後の営農を行えるものと判断しております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

5番
山本委員

議案第21号農地法第3条の許可申請適格者審査について、および議案第22号農地法第3条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので議案第21号農地法第3条の許可申請適格者審査について、および関連議案であります、議案第22号農地法第3条の許可申請審議については農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、議案第21号農地法第3条の許可申請適格者審査について、および関連議案であります、議案第22号農地法第3条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。よって、許可いたします。

議長

次に、議案第23号農地法第5条の許可申請審議

議長

について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

5条申請番号1（舟枝町）
（概要と目的）

本申請は、資材置き場として田を取得するものです。
（申請地および近隣状況）

申請地は北側および東側・西側は市道、南側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

隣接する農地はありません。

事務局

5条申請番号2（舟津町4丁目）
（概要と目的）

本申請は、宅地分譲（2区画）として田を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は市道、南側は田、西側・北側は宅地と接しております。

雨水は自然流下により道路側溝に排水します。

関係する土地改良区および地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は第1種住居の用途指定があるため第3種農地と判断します。

（一般基準）

南側に隣接している農地との境界はL型擁壁を設置するため土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5 条申請番号 3 (当田町)

(概要と目的)

本申請は、貸駐車場(55台分)を目的として、畑と田を取得するものです。

許可後に隣接している幼稚園に貸し出す予定となっています。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は田、西側は宅地、南側は市道と宅地、北側は県道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する土地改良区および地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、上・下水道管が埋設されている道路の沿道にあり、かつ申請地の500m以内に幼稚園および病院がある区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

東側に隣接する田との境界は、L型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5 条申請番号 4 (下河端町)

(概要と目的)

本申請は、住宅を目的として田と畑を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は東側・西側は宅地、南側は水路を挟んで田、北側は市道と隣接しています。

雨水は溜枡より道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は、鉄道の駅(JR北鯖江駅)から1km以内(約750m)にあり、その駅を中心として申請地までの距離を半径とする円で囲まれる区域の面積に占める当該

事務局

区域内にある宅地の面積の割合が40%を超えているため、第2種農地と判断しますが、周辺に代替する土地が無い場合、許可ができる案件となっております。

(一般基準)

東側の地境にブロックを設置し、南側に水路を挟んで隣接する農地との境界にはL型擁壁を設置するため土砂の流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号5(有定2丁目)

(概要と目的)

本申請は、住宅を目的として、田を取得するものです。

本申請は昭和53年に農地転用による売買を行った記録があり、その際に地目変更を行っていなかった案件と思われます。

農地転用許可の取り消されていない旨の証明は、申請が古く難しいことから、申請者との協議の結果、住宅建設による売買のため、再度申請し、地目変更を図るものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側・南側・北側は宅地、西側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工業の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接する農地はありません。

事務局

5条申請番号6(中野町)

(概要と目的)

本申請は、建売住宅の進入路を目的として田を取得するものです。

事務局

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側・南側は宅地、西側は水路を挟んで宅地、北側は県道の副道と接しています。

雨水は自然浸透により排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接する農地はありません。

事務局

5条申請番号7(下河端町)

(概要と目的)

本申請は、住宅・カーポートの建築目的として、田を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、西側・南側は市道、東側・北側は田(不耕作地)と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する土地改良区の了承を得ています。

農家組合の了承については現在、協議中です。

(立地基準)

申請地は農振白地で駅(北鯖江駅)から300m以内の農地であるため第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接する農地への被害防除について、不耕作地かつ今後も耕作を行わない旨の了承を当事者間で得ております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

5番
山本委員

議案第19号農地法第5条の許可申請審議について、審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第23号 農地法第5条の許可申請審議については、農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、議案第23号 農地法第5条の許可申請審議については、原案のとおり可決されました。よって、許可とします。

議長 次に、議案第24号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 （議案第24号について説明）

議長 農政部会の意見を、農政副部長より願います。

3番
山田委員 議案第24号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、継続案件となっていた〇〇さんの利用権設定に関して現在は平井町の農地を荒起して所有者に返還する流れをとっており、今後も集約化に向けて進めていくこととし、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政副部長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

5番
山本委員 株式会社〇〇〇〇は福井市の会社だが、これから福井市から来ることになるのか。

事務局	<p>そうなる。福井県農業会議にも確認を取ったが、過去にもそういった利用権設定の事案はある。</p>
4 番 瀬戸川委員	<p>鯖江市内に耕作放棄地はどれくらいあるのか。 ある程度公表していかないとダメな時代だろう。</p>
7 番 牧野委員	<p>耕作放棄地の耕作を近所の人をお願いされるが、正直請け負えない。</p>
4 番 瀬戸川委員	<p>そういう願いはあるが、耕作地として元に戻すのには3年はかかる。土砂も大量に入れたりする。受けた以上はやらないといけないとしてやっているが、将来的にはどんどん増えていくことになると思う。農地を守る、耕作放棄地を減らすという目標と現実乖離していると感じる。</p>
7 番 牧野委員	<p>具体的な現実的な対策をしないといけない。全部耕作すると言ってもできないだろう。 7月の改選後に残ったものが責任をもって解決策を立ててほしい。どうしようもないことは正直どうしようもないと思うが。</p>
議長	<p>自分のところでもできないことを、よその分もするというのはできないと思う。</p>
事務局	<p>今おっしゃっていることは遊休農地を指すかと思う。後ほど遊休農地の報告をする予定だが、具体的に荒れている田んぼをどうしようかとなると難しい 牧野委員のおっしゃるとおり、そこを誰かが耕作してくれるかというとしてくれないが、難しいから放置ということはしない。そういった農地を受け持ってくれる方への支援をどうするかを考える必要がある。 また、今まで遊休農地はゼロで報告していたが、現実的にはそうはいかないだろう。遊休農地解消に向けて、この土地は管理が悪いといった報告をする農地パトロールを今年度実施していこうと思っているが、7月の改選</p>

事務局 以降の話になると思う。

議長 他にご意見ございませんか。無いようですので議案第24号 農用地利用集積計画の意見審議について農政副部会長の説明のとおり、「異議なし」と回答してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第24号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決されました。よって、その旨を鯖江市長へと回答します。

議長 次に、議案第25号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について上程します。事務局から提案の説明をお願いします。

事務局 (議案第25号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3番
山田委員 議案第25号 令和5年度最適化活動の目標の設定等につきまして、審議の際、遊休農地がゼロとなっているが、現実には中山間地域や集落近郊などに遊休農地が存在している。

農業委員会としてどのように対応していくのか、との発言があり、過去の経緯から公式には遊休農地はないとしているが、遊休農地が存在していることは認識している。

今後は、遊休農地としての判断基準を設定し、農地パトロールの際に農地の状況確認で把握するとともに、農地管理の勧奨などに向けて進めていきたいと事務局から答弁があったことから、今回は原案どおり総会に上程することとなりました。

議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第25号 最適化活動の目標の設定等について農政部会長の説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙 手
議長	全員賛成と認め、議案第25号 最適化活動の目標の設定等については原案のとおり可決されました。
議長	次に、カメムシ対策のための要望書について上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	(カメムシ対策のための要望書について説明)
議長	農政部会の意見を、農政副部長より願います。
3番 山田委員	カメムシ対策のための要望書につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。
議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
7番 牧野委員	毎年カメムシの要望書出すのはなぜか。要望を出すことを反対するわけではないが、毎年出すことは定例すぎる。具体的な中身を説明してほしい。
事務局	河川管理は県土木のため、業者に発注していると思うが、そのエリアを広げていただくことを要望している。また、要望を出すことで予算が付けやすくなることもあ

事務局 　　る。

議長 　　他にご意見ございませんか。無いようですので議案第
25号 最適化活動の目標の設定等について農政部会長の
説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。

議長 　　賛成の方は挙手願います。

委員一同 　　挙 手

議長 　　全員賛成と認め、カメムシ対策のための要望書につい
ては原案のとおり可決されました。事務局と日程を調整
して要望書を提出させていただきます。

議長 　　次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。
ます。

事務局 　　（報告第12号～15号について説明）

議長 　　最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 　　（連絡事項）

議長 　　それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。
お疲れ様でした。

午後2時20分閉会

鯖江市農業委員会 4月総会 出欠表

議席	氏名	出席	欠席	署名
1番	水嶋和夫	出席		
2番	小棹昇	出席		
3番	山田正	出席		
4番	瀬戸川善一	出席		
5番	山本雅雄	出席		
6番	窪田匡志	出席		
7番	牧野良信	出席		
8番	手賀政之	出席		
9番	澤田半壽郎	出席		
10番	佐々木一弥		欠席	
11番	北川利榮		欠席	
12番	齊藤英人			署名
13番	河野治和			署名
14番	福島定己	出席		
15番	齋藤英子	出席		
16番	石本義幸	出席		
17番	笠嶋伊三男		欠席	
18番	高島隆則		欠席	